

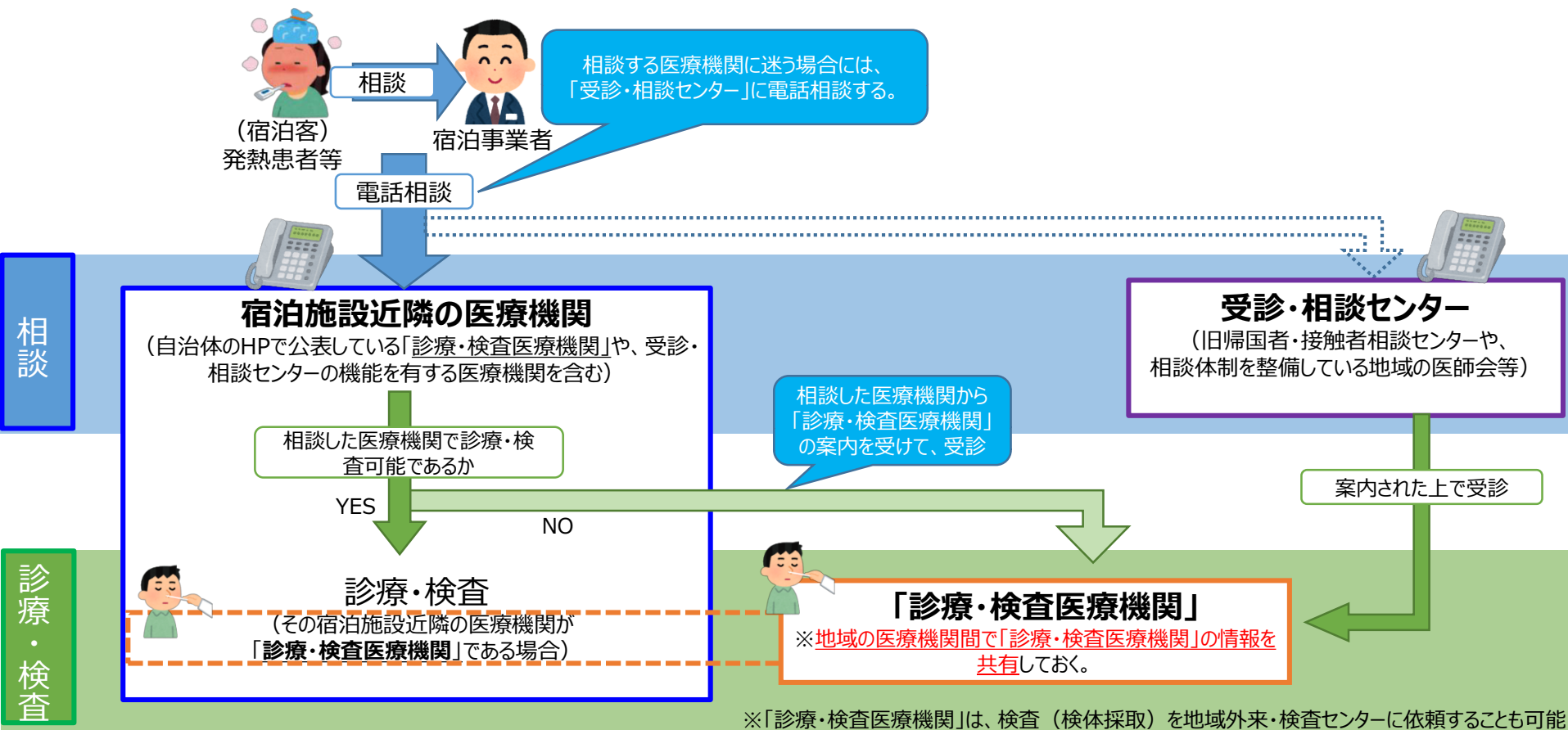
# 発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ（宿泊事業者向け）

## <宿泊事業者の対応>

- 宿泊客に発熱等の症状が生じた場合には、**まずは宿泊施設近隣の医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「**受診・相談センター（注1）**」に相談すること。

## <都道府県等や地域の医療関係者の対応>

- 宿泊事業者や発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「**診療・検査医療機関（注2）**」と**その対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有**。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「**診療・検査医療機関**」を公表する場合は、**自治体のホームページ等でその医療機関と対応可能時間等を公表する**等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じる。



※「診療・検査医療機関」は、検査（検体採取）を地域外来・検査センターに依頼することも可能

（注1）「受診・相談センター」は、自治体により名称が異なる

（注2）「診療・検査医療機関」は、自治体により名称が異なる